

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七十七 略」</p> <p>七十七の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する銀行の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>「七十七の三〇百十四 略」</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これ</p>	<p>(定義)            第一条 「同上」</p> <p>「一〇七十七 同上」</p> <p>七十七の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引及びレポ形式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する銀行の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>「七十七の三〇百十四 同上」</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p>

を切り捨てるものとする。)とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額並びにCVAリスク相当額を除く。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。）の合計額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用行にあつては、第二百九十三条第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。）の合計額のうち本邦に係るものをこれらの額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額のうち当該国又は地域に係るものをこれらの額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「略」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第十一条の三 「略」

「2」4 略」

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第十一条の三 「同上」

「2」4 同上」

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章までにおいて「特定取引等商品」という。）」とあり、及び前二項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四 〔略〕

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合）にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 〔略〕

第十四条の二 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品を分類する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章から第五章までにおいて「特定取引等商品」という。）」とあり、及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四 〔同上〕

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 〔同上〕

第十四条の二 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額のうち本邦に係るものをこれらの額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額及びデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額のうち当該国又は地域に係るものをこれらの額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「略」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第二十二条の三 「略」

「2」4 略」

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第二十二条の三 「同上」

「2」4 同上」

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替える

「6・7 略」

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二條の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項に規定する場合)にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

(トレーディング勘定への分類基準等)

第三十四條の三 「略」

「2と4 略」

5 前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 略」

(バンキング勘定への分類基準)

第三十四條の四 「略」

ものとする。

「6・7 同上」

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二條の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

(トレーディング勘定への分類基準等)

第三十四條の三 「同上」

「2と4 同上」

5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 同上」

(バンキング勘定への分類基準)

第三十四條の四 「同上」

- 2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合）合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。
- 3 「略」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第四十五条の三 「略」

「2と4 略」

- 5 前三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 略」

（バンキング勘定への分類基準）

第四十五条の四 「略」

- 2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合）合にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的

- 2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第四十五条の三 「同上」

「2と4 同上」

- 5 第二項及び第三項の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行がトレーディング勘定に商品进行分类の場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

「6・7 同上」

（バンキング勘定への分類基準）

第四十五条の四 「同上」

- 2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

(S A—C C R)

第七十九条の二 「略」

2 「略」

3 前項のボラテイリティ調整率(Ⅱ)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

**H<sub>10</sub>**は、第五節第三款第二目に規定する標準的ボラテイリティ調整率(次号において同じ。)

**N<sub>R</sub>**は、ネットテイング・セットに含まれる取引の残存期間(当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未済であるときは、十営業日とする。

3 「同上」

(S A—C C R)

第七十九条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

**NS**は、ネットテイング・セット(以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)

**H<sub>10</sub>**は、第五節第三款第二目に規定する標準的ボラテイリティ調整率(次号において同じ。)

**N<sub>R</sub>**は、値洗いの間隔(営業日数)又は**NS**に含まれる取引の残存期間(当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未済であるときは、十営業日とする。

T<sub>M</sub>は、第百条第二項第一号に定める最低保有期間

11 [並]

14～19 [並]

17 前項の規定により与信相対額を算出する場合には、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0] \\ + \max\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0]$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{Fx_{MA,collect}})$$

$$- C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + H_{Fx_{MA,post}})$$

NSは、ネットインダ・セット（以下この項及び次項において同じ。）

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

V<sub>NS</sub>は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C<sub>MA</sub>は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

C<sub>MA,collect</sub>は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H<sub>C<sub>MA,collect</sub></sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率

H<sub>Fx<sub>MA,collect</sub></sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

C<sub>MA,post</sub>は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における

T<sub>M</sub>は、第百条第二項第一号に定める最低保有期間

11 [匡4]

14～19 [匡4]

21 [匡4]

$$RC = \max\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0] \\ + \max\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0]$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{Fx_{MA,collect}})$$

$$- C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + H_{Fx_{MA,post}})$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

V<sub>NS</sub>は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C<sub>MA</sub>は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

C<sub>MA,collect</sub>は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H<sub>C<sub>MA,collect</sub></sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率

H<sub>Fx<sub>MA,collect</sub></sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

C<sub>MA,post</sub>は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における

倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

HcMA.postは、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイルテイル調整率

HfxMA.postは、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイルテイル調整率

18 [略]

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 [略]

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は銀行の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引(重要性が低いものを除く。)をいう。

【一〜三 略】

(マージン・アグリーメント)

第二百七十条の四の三十五 [略]

2 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポージャーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

【一・二 略】

三 エクスポージャーの計測をする時点の直前の一定期間内

倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

HcMA.postは、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイルテイル調整率

HfxMA.postは、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイルテイル調整率

18 [同上]

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 [同上]

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は銀行の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引(重要性が低いものを除く。)をいう。

【一〜三 同上】

(マージン・アグリーメント)

第二百七十条の四の三十五 [同上]

2 [同上]

【一・二 同上】

三 [同上]

に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに掲げるリスクのマージン期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ポージャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。）

ロ 「略」

（ファンドへの出資の取扱い）

第二百八十四条の二 「略」

2 「略」

3 ファンドへのエクイティ出資が第十一条の三第三項第二号、第二十二条の三第三項第二号、第三十四条の三第三項第二号又は第四十五条の三第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は、次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 「略」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相  
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに  
百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する  
方法

イ レポ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード

・エクスポート・ポージャーに係るリスクのマージン期間 四十  
N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の  
間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定  
められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ  
。）

ロ 「同上」

（ファンドへの出資の取扱い）

第二百八十四条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相  
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに  
百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除  
する方法

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び  
 相関)

第二百八十七条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二百八十二条の三第五項及び前項の規定にかかわらず、  
 各リスク・クラスのカーベチャー・リスクにおいて、同一バ  
 ケット内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定に  
 より分類したバケットが第二百八十五条の三第一項第一号の  
 表中バケット番号16、第二百八十五条の四第一項第一号の  
 表中バケット番号16、第二百八十五条の五第一項第一号の  
 表中バケット番号25又は第二百八十六条第一項第一号の表  
 中バケット番号11に該当する場合には、次の算式によるも  
 のとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left( \sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

〔略〕

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ  
 ーケット・リスク相当額の算出)

第二百九十一条の二 「略」

2 「略」

3 証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ  
 ーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出  
 するものとする。

$$DRC_{CTP} = \max \left[ \sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び  
 相関)

第二百八十七条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left( \sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

〔同上〕

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ  
 ーケット・リスク相当額の算出)

第二百九十一条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

$$DRC_{CTP} = \left[ \sum_b (\max[DRC_b, 0] + 0.5 \times \min[DRC_b, 0]), 0 \right]$$

$DRC_b = \left( \sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left( \sum_{i \in Short} RW_i \cdot  netJTD_i  \right)$ $HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Short}  netJTD_i }$ <p><math>DRC_{CTP}</math>は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p><math>DRC_b</math>は、バケット<b>b</b>におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p><math>i</math>は、バケット<b>b</b>に属する商品</p> <p><math>RW_i</math>は、商品<i>i</i>に適用するリスク・ウエイト</p> <p><math>HBR_{CTP}</math>は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商品（CTP）のヘッジ効果の係数</p>	$DRC_b = \left( \sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left( \sum_{i \in Short} RW_i \cdot  netJTD_i  \right)$ $HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Long}  netJTD_i }$ <p><math>DRC_{CTP}</math>は、証券化商品（CTP）のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p><math>DRC_b</math>は、バケット<b>b</b>におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p><math>i</math>は、バケット<b>b</b>に属する商品</p> <p><math>RW_i</math>は、商品<i>i</i>に適用するリスク・ウエイト</p> <p><math>HBR_{CTP,b}</math>は、証券化商品（CTP）のバケット<b>b</b>におけるヘッジ効果の係数</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	